

## 北魏馮太后第一次臨朝の性格について

塩沢, 裕仁 / SHIOZAWA, Hirohito

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

48

(開始ページ / Start Page)

141

(終了ページ / End Page)

157

(発行年 / Year)

1996-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011219>

# 北魏馮太后第一次臨朝の性格について

塩 沢 裕 仁

はじめに

第三代太武帝と第六代孝文帝との時期に挟まれた文成・献文の二つの時期については、北魏隆盛への基礎構築の時期として位置付けられるものの、その研究史たるものが極めて少ないという現状にある。<sup>1)</sup> そのなかにおいてこの時期の問題点を比較的詳細に論じているものとして、呂思勉氏の『両晋南北朝史』第二章元魏盛衰・第一節馮后専朝（開明書店、一九四八）および大澤陽典氏の「馮太后とその時代——北魏政治史の一齣——」（『立命館文学』一九二、一九六一）がまず挙げられる。呂氏は、馮太后の出自および彼女の個人的な性格に重点を置いて彼女の為政をとらえようとしている。また大澤氏は呂氏の論考を踏まえ、

さらに馮太后の第一次臨朝（天安元年（四六六）二月～天安二年（四六七）八月）における官僚構成、そして第二次臨朝（承明元年（四七六）六月～太和十四年（四九〇）九月）にいたる過程での官僚構成の人的変容にも視点を置いている。しかしながら、宗族の扱いが不十分であることから馮太后第一次朝時の官僚構成と馮太后との関係については、さらに検討が必要かと思われる。また、この両者とも馮太后と献文帝との関係に触れてはいるものの、馮太后の個人的な性格分析およびその為政そのものに視点を向けているため、献文帝の為政に関する扱いが十分であるとは言えない。さらに両者の分析には馮太后第二次臨朝の在り方が多分にその判断基準として用いられていることを認めることが出来るのである。それらの点をも含め、本稿では従

来より明確な指摘がなされていない献文帝の時代の様相をより明確にすることを目的としつつ、その作業の第一段階として、献文帝親政期以前に現出した馮太後の第一次臨朝期の様相を明確にしてゆきたいと思う。

なお近年、杜士鐸氏主編の『北魏史』（山西高校聯合出版社、一九九二）が刊行され、その第五章「文成、献文二帝安定社会與開辺」を王靈善氏が執筆している。王氏は馮太后と献文帝の執政期間について、文成帝の政治方針を継続して執行し、清きを以て積弊を除き、社会を穩定させることが、その政治目標であることを指摘している。真に卓見と言えるが、ここでは馮太后第一次臨朝と献文帝親政を方針的に連続したものととらえているので、問題がないとも言い切れない。この点については、後述する馮太后第一次臨朝の性格と内政改革のところ で言及することにした。

### 一 乙渾の専制と馮太后の登場

文成帝は在位一五年にして二四歳の若さで崩じたため、太子弘、すなわち献文帝がわずか一一歳にして即位した。この若年皇帝を補佐する任にあたったのが、当時侍中・車騎大將軍であった乙渾である。乙渾は権力の専横をはか

り、要職にいた楊保年・賈愛仁・張天度・陸麗などを次々に殺害していった。そしてこの間に乙渾は太尉、丞相へとすすみ、内外を隔絶して権を専らにした。この乙渾の専制に対して、献文帝の即位に伴い皇太后となった馮氏は密かに大策を定めて、天安元年（四六六）二月乙渾を誅したのである。

本章では、上述の時期、すなわち献文帝の即位から乙渾の誅殺までの所謂乙渾の専制期（和平六年（四六五）五月（天安元年（四六六）二月）、そして乙渾の誅殺を契機とする馮太后登場の経緯について、問題点の抽出をも含めた考察を行ってゆきたいと思う。

まず、この時期を巡る論点として以下の三点が上げられる。

I、乙渾専制開始の経緯および背景について。

II、乙渾専制の状況について。

III、乙渾誅滅の経緯と馮太后の登場について。

当然のことながら、上掲の論点を考えてゆくためにはその論拠となりうる史料が不可欠である。しかるに、乙渾については『魏書』『北史』ともに単独の列伝がなく、その行動が『魏書』および『北史』中に若干みられるのみである。このような史料の欠如が一体何故に生じたのかという

点について、まずはじめに言及しておきたいと思う。

乙渾については、『魏書』巻五高宗本紀に以下の記事が載せられているが、これが史料としては初出のものである。

(和平)三年春正月壬午、以車騎大將軍・東郡公乙渾爲太原王。

ところで、乙渾以前に車騎大將軍に就位しているものは、管見の及ぶ範囲では、太武帝の延和二年(四三三)北燕の内部分裂を企てた際に北魏に下った北燕の王族馮崇のみである。この時馮崇には車騎大將軍・遼西王が与えられている。上掲の和平三年(四六二)条では、車騎大將軍という最高位の將軍号を就位した状態で、乙渾は史料上に突然登場しているのである。しかもこの時には、東郡公より太原王に進爵されているのである。乙渾は代郡の乙(乙弗)氏にその出自を求めることが出来るものの、北魏宗族ではない乙渾が進爵、それも王爵を冠するに至るには何かそれ相応の功労があつてしかるべきである。それ故に、東郡公より太原王への進爵に際して何か背景がなければならぬ。ところが実際には、上掲の記事以外に献文帝即位以前の乙渾に関する記事は一切存在しないのである。この乙渾に関する史料の不自然な欠如については、『魏書』の編纂段階

北魏馮太后第一次臨朝の性格について(編次)

での削除もしくは欠落という行為を想定するよりも、その前段階で既に生じていたものと考えることが出来るのである。換言すれば、『魏書』の編纂段階以前に、既に乙渾に關しての史料が(意図的に)処分されていたと考えることが出来るわけである。何とならば、太武帝を殺害しさらに東平王翰や南安王余を殺害して乙渾以上の混乱を北魏にもたらした宗愛の列伝が『魏書』および『北史』に載せられているにもかかわらず、この両書に乙渾独自の列伝が所載されていないという原史料の採用に関する不自然さが存在するからである。すなわち、『魏書』の編纂段階では乙渾の列伝を削除する理由が見出せないのである。それでは何時乙渾に関する史料が処分されたのであろうか。乙渾に関する史料を意図的に排除しうる人物を考えると、そこには必然的に乙渾の専制によって抑圧を被った人々、並びに馮氏の存在が浮かび上がって来る。このことから、筆者はその時期を、馮氏の執政期と想定したい。それも文成帝期(太武帝期を含むことも考えられる)をも含めた広範な時期にわたる史料が欠けているという点を考えるに、乙渾より被った被害意識が朝廷内に残存している乙渾の誅殺後の比較的早い時期、すなわち馮氏の第一次臨朝期において史料が処分されたと考えられるのである。この私見について

は、以下に述べる乙渾と馮氏との対立の状況をも勘案することによってさらに裏付けることが可能である。

ともあれ、史料の欠如は事実であるため、乙渾が如何なる意図をもって、また如何なる背景の下に専制を布くに至ったかという上掲の論点Ⅰに関する問題点については明確にしがたい。論点Ⅱについては、呂思勉氏の前掲書中で献文帝即位後における乙渾の一連の行動をもって乙渾に篡奪の意志ありと見做されているが、論点Ⅰを踏まえた論証ではないため、呂氏の見解も多分に推測の域を出るものではない。論点Ⅱを考えるにあたっては史料上の問題が存在する論点Ⅰとの関係において多分に推論の域に陥るといふ危惧が存在する。したがって、現状では論点Ⅰと不可分の関係にある献文帝即位前の乙渾の人物論を踏まえた乙渾の専制実現の過程に関する問題については言及すべき段階にはない。故に本稿では、論点Ⅱと論点Ⅲ、すなわち乙渾の専制と馮氏の登場とは不可分の関係にあるものとの認識を踏まえた上で、若干ながらも検討史料が得られる乙渾誅滅の使命を担って馮氏が登場する段階以降に考察の対象を絞って検討することとし、乙渾の専制開始および専制の具体的状況に関する問題については機を改めて論じたい。

乙渾誅滅に関する論議の中で、馮氏の登場についての議

論は、後の馮氏の存在を考える上に不可欠なものである。それにはまず馮氏の存在が政治的に認識されうる時期を考えておかなければならない。ここに乙渾の専制確立の過程をみると、禁軍を統べる殿中尚書拓跋郁の殺害以前においては、陸麗等朝臣内における乙渾に対する様々な抵抗運動が展開されているものの、拓跋郁の殺害と拓跋目辰の逃亡以後目立った抵抗運動は確認されない。このことは、禁軍を統べる殿中尚書拓跋郁の殺害を機に乙渾に対する抑止力が一掃されたことを物語っていると解釈される。ここに至って乙渾の専制による危機が北魏帝室全体に及ぶに至ったのであり、和平六年（四六五）一〇月の皇叔景穆諸王の徴召がなされることになるのである。この徴召以前において馮氏の登場を考えることが出来る。その論拠を以下に示す。

乙渾誅滅は確かに馮氏登場の契機となった出来事であるが、判例的にみると通常の皇太后登場の場合とは多少異なる点に注意する必要がある。すなわち、通常専制を掌握したものは、幼少の皇帝よりも先帝の皇后、すなわち皇太后となるべき人物に接近し、皇太后の詔あるいは皇太后の矯詔を以てより一層専制を確立しようと考えるものである。ところが乙渾の場合は、馮氏に対するアプローチの記述が

一切なく、献文帝を手元に留めることに終始している。しかるに当初乙渾としても馮氏をその手中に引き入れようと画策したのではなからうか。しかしながら、乙渾は皇太后馮氏と結ぶに至らず、故に乙渾と馮太后とは献文帝即位の当初より不仲であったと考えることが出来るのである。呂思勉氏は『魏書』卷一三文明太后伝に載せる文成帝崩御の際の、

高宗崩、故事、國有大喪、三日之後、御服器物一以燒焚、百官及中宮皆號泣而臨之、后悲叫自投火中、左右救之、良久乃蘇。

という馮氏が火中に身を投じる内容を扱った記載について、乙渾による馮氏殺害の可能性を不確定ながら想定している。<sup>(10)</sup>もちろん呂氏の見解の根拠は甚だ不明であるが、馮氏の殺害に至るような対立の状況は少なからず存在したと考えてよいのではあるまいか。なお、両者の対立が存在することとそれが直接対決として表面化することは次元を異にする問題である。後者については乙渾誅滅における馮氏の主導性の問題として後述する。ところで、史料としては乙渾の誅殺直前まで馮氏に関連するものは見出せない。しかしながら、『魏書』卷六顯祖本紀和平六年（四六五）一〇月条に、

北魏馮太后第一次臨朝の性格について（塩沢）

冬十月、徵陽平王新成・京兆王子推・濟陰王小新成・汝陰王天賜・任城王雲入朝。

とみえる景穆諸王の徵召について、自らの専制政治に支障となる宗室諸王を乙渾が呼び集めることは不自然であることから、景穆諸王徵召の詔は馮氏による皇太后の詔であったと見ることが出来るのである。これが馮氏登場を拓跋郁の亡後にして景穆諸王の徵召以前に求める論拠である。

次に、乙渾誅滅における馮氏の主導性を論じたい。そこには以下の二つの考え方が提示しうる。一つは、馮太后自身が乙渾誅滅を積極的に画策したという考え方である。もう一つは、馮氏は単にかつぎ出されただけであるという考え方、すなわち実際には乙渾と対峙する一派が乙渾誅滅を計画しその中心に馮太后は据えられたという考え方である。換言するならば、前者は積極的な姿勢を馮氏に求めるものであり、後者は逆に消極的な姿勢を認めうるものである。<sup>(11)</sup>この問題に関しては以下の史料が挙げられる。

『北史』卷一三后妃上文成文明太后伝、

獻文（顯祖）即位、尊爲皇太后、丞相乙渾謀逆、獻文（顯祖）年十二、居于諒闇、太后密定大策、誅渾、遂臨朝聽政。（）は『魏書』卷一三文明明太后伝。

『魏書』卷一四神元平文諸帝子孫列伝拓跋不伝、

丞相乙渾謀反、丕以奏聞、詔丕帥元賀・牛益得收渾、誅之。

ここでは乙渾専制の極盛期において、乙渾謀反という拓跋丕の奏聞を受けて、馮太后（『居于諒闇』より献文帝とは考えられない）が誅殺の詔を下すという賜誅に対する一形式を踏まえている点が注目される。重臣の多くを殺害し専制を布いた乙渾に対して、正当ともいえる賜誅の形式をもって臨んでいるという点において、乙渾の行動を意識して景穆諸王および群臣と合議したうえの『大策』（『魏書』天象志では『策』）であったと考えることが出来よう。また、大策に景穆諸王の徵召を含めるか否かは即断しがたいが、いずれにしても景穆諸王徵召はその発言力を以て乙渾の行動を牽制する反面、馮氏の行動をもまた拘束することになるという側面を持ったため、これら諸王との連携をはかる群臣との協調が不可欠となる。したがって、徵召の詔が馮氏の名を冠したものであっても、一重に馮氏の独断によってなされたものであるとは考えられない。拓跋郢亡後の切札として馮氏は登場するが、事態は乙渾専制下という危険性を持つがゆえに、乙渾誅滅計画が馮氏の一存で進められる状況にはなく、景穆諸王をはじめとする群臣との協調をはからねばならなかったのである。よって乙渾誅滅に

おける馮氏の主導性を論じるならば、自ら求めて為政の場に登場し、積極的に事態の收拾をはかろうとする主導性は認識しえないのである。

## 二 馮太后第一次臨朝期の性格について

丞相乙渾の誅殺を契機として、若年の献文帝を補するために、馮太后の第一次臨朝が動き出すことになる。この時期には、南北両朝の力関係を大きく左右する事件が発生している。その事件とは、劉宋の司州刺史常珍奇が懸瓠をもって、また徐州刺史薛安都が彭城をもって北魏に内属したことである。もちろん劉宋もこの地の奮回を目指して張永・沈攸之を遣わすが、尉元等の活躍によって宋軍は敗退し、その結果淮北の地を北魏が領有することになったのである。この時期における問題点として考えなければならぬのは、劉宋からの内属者の処遇および淮北の領有化に伴う軍事行動に対する裁可において、馮太后の意志をどの程度看過しうるかということである。換言するならば、第一次臨朝期における政治的な局面に対して、馮太后の発言力は如何なるものであったかということを考える必要があるということである。これは、第一次臨朝期における官僚構成の問題をも考えることになろう。大澤氏の前掲論文で

は、この第一次臨朝発足の際の官僚集団について、その主たる人物と馮太后との個々の関係を論じ、その官僚集団の性格が馮太后を補佐するに十分なものであったと結論づけている。<sup>(13)</sup>しかしながら、官僚として政務を補佐するに十分な能力を有するということと、執政者の意志を反映しうる官僚であるということとは全く別問題である。また第一次臨朝期を通じての官職の除正記事を『魏書』卷六頭祖本紀に求めると、源賀の太尉除正と李峻の太宰除正が確認されるのみであり、実質的には臨朝以前の官僚構成を大きく改編した形跡は認められない。すなわち、その官僚集団が前代の文成朝のものを多く継承しているという状況において、馮太后の意志を反映しうる官僚集団がいつの時点で構成されたかという点についての論者が、大澤氏の前掲論文のなかでは十分になされているとは言いがたいのである。以上のことから、この時期における問題点は、馮太后の臨朝開始時における彼女と官僚集団との関係に集約されると言えるのである。

#### (1) 馮太后第一次臨朝開始時の官僚構成

本節では、馮氏が臨朝を開始する際の朝廷内の状況を知るための一つの試みとして、馮氏が臨朝を開始する時点で

の官僚構成を考えてみたいと思う。なお以下に、官僚とは宗族をも含めた僚属総てを指し、臣僚とは宗族を除いた僚属を指して使用するものとする。また僚属とは皇帝に臣従する臣下を指している。

ところで、北魏の官制については、『魏書』卷一三官氏志に見ることが出来るものの、それは太和中の制定とされるもので、馮太后没後に孝文帝が行った律令の改訂にもなつて編成された官制とみることが出来る。<sup>(14)</sup>では、これ以前の官制は如何なるものであったかというに、その詳細は頗る不明であり、ここではその具体的な復元作業に言及する余裕はもたえない。<sup>(15)</sup>しかしながら、当面の議論の対象となる官僚構成は、朝廷内の中枢を対象としたものであるため、官氏志にみえる官品表を手掛かりとして、これに『魏書』『北史』に散見する人々の官職を充てることで官制の概要を把握し、もつて馮太后臨朝時の官僚構成が如何なるものであったかを考えることは可能であろう。<sup>(16)</sup>特に対象を官品表にみる第一品に限って考えることで、官制の中枢に位置しうる官僚構成については、より確実性をもって理解することが可能になろう。

以下に上述の作業によって把握しうる第一品相等官を挙げることにする。なお、馮氏登場の状況をみるものである

から、時期の設定を天安元年（四六六）二月現在（乙渾誅殺直後）とする。<sup>17)</sup>

第一品上・中・下相等官

- 〔太師〕 常英（外戚）
  - 〔司徒〕 劉尼（功老重臣）
  - 〔司空〕 和其奴（功老重臣）
  - 〔開府儀同三司〕 淮南王他（宗族）
  - 〔儀同三司〕 南平王渾（宗族）
  - 〔諸〕開府 封敕文（功老重臣）
  - 〔衛將軍〕 樂安王良（宗族）<sup>18)</sup>
  - 〔征東大將軍〕 濟陰王小新成（景穆十二王）
  - 〔征南大將軍〕 任城王雲（景穆十二王）
  - 馮熙（外戚）
  - 京兆王子推（景穆十二王）
  - 汝陰王天賜（景穆十二王）
  - 陽平王新成（景穆十二王）
  - 長孫觀（功老重臣）
- 第一品從上・中・下相等官
- 〔鎮東大將軍〕 南平王渾（宗族）
  - 〔鎮西大將軍〕 淮南王他（宗族）
  - 拓跋石（宗族）

〔征南將軍〕 源賀（功老重臣）

〔征西將軍〕 劉昶（劉宋宗族）

〔左光祿大夫〕 閻紇（外戚）

〔中軍大將軍〕 尉多侯（功老重臣）

〔撫軍大將軍〕 常喜（外戚）

〔尚書左僕射〕 東平王道符（宗族）

〔尚書右僕射〕 陸叡（功老重臣陸麗の子）

〔中書監〕 宜都王目辰（宗族）

〔鎮南將軍〕 慕容白曜（功老重臣）

〔鎮西將軍〕 李敷（功老重臣）

陸定國（獻文帝側近）

李峻（外戚）

封敕文（功老重臣）

以上、ここに挙げるものの中には、大澤氏の前掲論文中で列伝をもとに詳細な紹介がなされている人物もあるので参照されたいが、大澤氏の視点は専ら宗族を除いた臣僚に向けられている<sup>19)</sup>。しかしながら、上掲一覽（以下、上掲一覽とは本節提示の第一品相当官就任者一覽を指して用いる）にみるように宗族が多数含まれており、馮太后の朝廷内における立場を論じるにあたっては、建国以来支配者層を構成している拓跋部、特に宗族の存在を明確に把握しな

ければならないと思う。特に、献文帝期の初期にあつて最も発言力を有したと考えられるのが、文成帝の弟達である景穆十二王と称される人々であつた。大澤氏の前掲論文における馮太后第一次臨朝の性格に関する議論は、この景穆諸王のうち任城王雲しか取り上げられておらず、その点において十分とは言い難い。したがつて、景穆諸王について、まず考えて行きたいと思う。

(2) 景穆諸王と臨朝開始時の官僚構成

景穆十二王といわれるのは以下に挙げる人々である。<sup>(20)</sup>

陽平王 (陽平幽王)	新成	太安三年封	母：袁椒房
京兆王 (京兆康王)	子推	太安三年封	母：尉椒房
濟陰王小新成		和平二年封	母：尉椒房
汝陰王 (汝陰靈王)	天賜	和平二年封	母：陽椒房 <sup>(21)</sup>
樂浪王 (樂浪厲王)	萬壽	和平二年封	母：厥 <sup>(22)</sup>
廣平王 (廣平殤王)	洛侯	和平二年封	母：厥
任城王 (任城康王)	雲	和平五年封	母：孟椒房
南安王 (南安惠王)	楨	皇興二年封	母：劉椒房
城陽王 (城陽康王)	長壽	皇興二年封	母：劉椒房
章武王 (章武敬王)	太洛	皇興二年薨追封	

母：慕容椒房

樂陵王 (樂陵康王) 胡兒 和平四年薨追封

母：尉椒房

安定王 (安定靖王) 休 皇興二年封 母：孟椒房

上記の順位は『魏書』卷一九上・中・下景穆十二王伝による順位に従つたものであるが、年齢順と考えて差し仕えるまい。このうち南安王楨より以下のものは、皇興二年(四六八)以降に封ぜられており、実際にはそれ以降に政治の表舞台に登場する。したがつて、これより上の任城王雲までをここでは議論の対象としうるが、その中で樂浪王萬壽は和平三年(四六二)一月癸未に、廣平王洛侯は和平二年(四六一)一〇月に薨去しているので、和平六年(四六五)より天安二年(四六七)までの段階で朝政に発言権をもつものとして考察の対象とすべきは、陽平王新成・京兆王子推・濟陰王小新成・汝陰王天賜・任城王雲の五人(以下、総称として用いるときは「景穆五王」という)とすることになる。

乙渾は和平六年(四六五)七月癸巳に太尉より丞相に進み、位は諸王の上に位置し、事の大小はすべて彼に帰結することとなつた。丞相という官職は『魏書』官氏志を参考にしてその地位を考えてみると、諸官位の中で最高位に位置するものである。したがつてここにおける諸王とは、宗

族諸王という狭義のものではなく、爵位としての王を冠する人々を指すものであると考へることが出来る。すなわち、丞相たる乙渾が宗族をも含めた官僚すべての上に位置したことが理解されるのである。同年九月には劉宋の宗族義陽王劉昶が北魏に亡命を求めるといふ事件が発生する。<sup>(23)</sup>その翌月には上掲の景穆五王すべてが徵召されることになる。この景穆五王の徵召については第一章でも触れたが、非常に注目すべきことである。この四カ月後の天安元年(四六七)二月庚申に乙渾は誅に伏し、献文帝が未だ若年なるをもって馮太后が朝政をみることになるのである。この乙渾の専制から誅殺にいたる過程をみると、宗族の中でも皇叔として朝廷内で最も発言力を有していた景穆五王すべての徵召と乙渾の誅殺および馮氏の登場との間には明らかに相関関係が見出せるのである。なお、陽平王新成の任地についてははつきりしないが、京兆王子推は長安に、濟陰王小新成は平原に、汝陰王天賜は虎牢に、任城王雲は和龍に鎮將として赴いていたわけである。したがって、事態が収拾されれば彼らはそれぞれの任地に帰還することになる。しかしながら、朝廷内の混乱を以て彼らは徵召されたわけであるから、再び任地に帰還するに至っても中央に対する厳しい監視の目が向けられるのは当然である。故に馮

氏の第一次臨朝はこれら諸王の監視下にあったと見ることが出来るのである。

景穆諸王以外に上掲一覧にあらわれる宗族をみると、淮南王他・南平王渾・拓跋丕・拓跋石・東平王道符・宜都王目辰の六人が挙げられる。これらの諸王はいずれも前文成朝において功労を重ね、朝廷内で発言力を有するに至った人々である。特に淮南王他・南平王渾・拓跋石は、太武帝期からの重鎮である。また、拓跋丕は乙渾誅滅に最も功勞があつた人物である。丕は侍中を本官としていたと考えられるが、その職掌から朝廷内の機密に与かりえたのである。拓跋目辰も反乙渾の先鋒に立っていた人物である。兄拓跋郁とともに乙渾殺害を計り、事漏れて一時逃隠していたが、事態の収拾の前後に帰朝したと考えられる。拓跋郁・拓跋目辰・拓跋丕等の宗族が反乙渾勢力の中心として活動していることは注目されることである。

以上に見てきた景穆諸王とそれ以外の宗族を合わせると上掲一覧の半数弱を占めているのである。

一方、上掲一覧の臣僚において、馮太后との関係を明確にしうる人物は彼女の兄の馮熙ただ一人である。李敷については、後に弟の李奕とともに馮太后の寵をうけることになるが、もともと彼自身前皇帝の文成帝の寵を受けていた

人物であって、馮氏登場の段階より彼女と積極的な結び付きがあったかどうかは明確にしがたい。また源賀については、馮太后の臨朝開始直後に冀州の刺史から徴還されて太尉に就くが、この人事により源賀が馮太后の寵を受けていたと考えることは避けたい。何とならば、源賀は文成期においてすでに朝政に対する発言力を有しており、さらに軍事的な功労も見られることから、馮太后の寵に基づく人事というよりも顧問として徴還する必要性をもった人事であったと解釈することが出来るからである。この他の臣僚は、馮氏との関係というよりも前文成朝および前々朝の太武朝からの重臣達である。彼らの列伝をみるとその性格も実直であり、軍事的な才能も兼ね備えた人々が大多数である。さらに上掲一覧中には挙げていないが、後に馮太后の信任を受ける中書令の高允なども前々朝からの献身的な臣僚である。<sup>(25)</sup>

以上のように、宗族の存在をも踏まえて馮太后臨朝開始時の官僚構成を考えると、その性格はひとえに前文成朝を多くの部分において引き継ぐものであったと理解することが出来るのである。そしてその官僚構成では、太武・文成朝からの宗族および功労の重臣に加え文成帝の皇弟諸王が重要な位置についていたのである。それ故に、孝文期の第

二次臨朝にみられるような朝政における発言力を、前朝から継承された官僚集団の中で馮太后が持ちえるということには甚だ疑問がある。ましてや、皇太后の為政への関与を排除するという目的に沿って太祖道武帝が定めた皇太子の生母賜誅の制度のもとで、馮氏は皇太后という地位をえることが出来たのである。<sup>(26)</sup>したがって、馮氏の朝政執行上の權威は、乙渾の誅殺を契機に発揚されたとはいえ、決して確立されたものではなかったと考えることが出来るのである。

### (3) 馮太后第一次臨朝の性格

馮太后執政の約一年半の間に、新たな爵位および官職を除授された事例は、拓跋孔雀と陸定國への授爵、源賀の徴還と太尉除授、薛安都内属時に彭城を救援させた尉元への都督・將軍号の除授、李峻への太常除授の四例である。このうち、尉元への都督・將軍号の除授は出征軍統制の際に与えられたという性格のものであり、職制内での人事異動は、源賀・李峻の二例だけということになる。なお馮太后の臨朝開始以前に、劉宋の宗族劉昶の亡命があり、彼は北魏朝廷内においてもその立場が尊重され、侍中に加えられた。しかしながら、劉宋の臣僚である薛安都・常珍奇が内

属を求めた際に積極的な援軍派遣を唱えたのは李敷であり、そこに劉昶の意見が求められた形跡は認められない。このことは、新たに侍中として加わった劉昶の存在が北魏朝廷内において未だ十分に認識されていなかったことを物語るものと考えることが出来る<sup>(27)</sup>。

以上検討した状況から、馮太后の第一次臨朝全期にわたる官僚構成を考えると、それは景穆五王をはじめとする宗族諸王と前文成朝からの功労の重臣とを中心とした官僚集団に支えられたものであったといえる。換言するならば、その官僚構成は臨朝開始時と大きく異なるものではなく、馮太后の執政は真に若年の献文帝を補佐するという性格のものであったといえるのである。このような視点に立ってみると、馮太后の第一次臨朝における朝政に対する姿勢は、献文帝崩御後の諸改革を伴った第二次臨朝における積極的な姿勢に比べると、明らかに消極的なものであるといえる。第二次臨朝期にみられるような朝政に意欲を示す馮太后であったからこそ、宗族と前朝を引き継ぐ僚とに取り囲まれた官僚集団の中での抑圧が、馮太后をして自らを引退せしめたと考えることが出来るのである。

ここで、第一次臨朝と第二次臨朝における馮太后を取り巻く人的環境の相異をさらに明確にするために、献文帝

崩御時における宗族および臣僚の中に第一次臨朝に参画していた官僚がどの程度含まれているかを考えておきたい。

上掲一覽の中で、宗族では陽平王新成・濟陰王小新成・東平王道符・南平王渾が薨り、臣僚では常英・劉尼・和其奴・封敕文・李敷・慕容白曜・李峻・(常喜)などが死亡している。これは半数以上である。もちろん献文帝期において新たに参画したものもいるが、任城王雲・淮南王他・拓跋丕・源賀・尉元などが在任している人々に対して、馮太后は第二次臨朝において執拗に敬意を払っている。この点は注意を要する。すなわち、第一次臨朝の際にその発言力を抑圧した人々に注意を払いながら馮太后は朝政を行っていたと考えることが出来るのである。馮太后にとって、朝政にかかわる官僚集団の人的構成が大きく変わったこともあって、第二次臨朝では朝政に積極的な姿勢を取り得ることが可能になったのである。この官僚集団の変化は、馮氏の第二次臨朝開始の契機となる献文太上皇帝の崩御を考える上にも重要な視点を与えるものとなるろう。

#### (4) 馮太后第一次臨朝期における内政改革

最後に、馮太后の執政期における内政改革について触れることにする。

王靈善氏は前掲論文中で馮太后第一次臨朝より献文帝親政期にかけての政治業績を三項目に分けて挙げているが、その中から馮太后第一次臨朝に該当するものを挙げると以下の二点が挙げられる。<sup>(28)</sup>

- (i) 選挙を厳しくし、爵位制度を整頓する。<sup>(29)</sup>
- (ii) 郡学を立てる。<sup>(30)</sup>

この王氏の指摘する点以外に馮太后第一次臨朝に目立った内政改革は確認されない。では、上掲の二点の政治業績をどのようにとらえることが出来るであろうか。まず、(i) については繁雑な状況にあった制度を整理したという点で評価出来るものの、後の孝文帝が断行する爵制改革ほど徹底したものはなく、前朝までに累積した爵位の繁雑な状況を整理したものにはすぎない。(ii) については、高允・李詡の建議によって成立したものであり、北魏統治集団の文化素質の向上を狙ったものである。すなわち、(ii) は直接的に内政改革につながるものではなく、長期的な展望に立った政策である。もちろん北魏の官僚集団の育成を推進させたことは事実であるが、積極的に現状改革を断行するという性格のものではない。それ故に、(ii) については急務とすべき現状改革という範疇ではとらえることが出来ない性格のものである。

北魏馮太后第一次臨朝の性格について(塩沢)

したがって、馮太后第一次臨朝には、統治機構の積極的な改編をもなった内政改革は確認されないということが出来るのである。このことは上述の文成朝からの遺臣に支えられた馮太后第一次臨朝の性格を裏付けるものと言えるのである。

#### まとめ

前漢を通じての皇太后の臨朝は、皇太后の現在の地位によるものではなく、皇帝嫡妻の地位のもつ機能・性格に基づくものであることが、谷口やすよ氏によって「漢代の太后臨朝」(『歴史評論』三五九、一九八〇)の中で明らかにされている。さらに谷口氏は、皇帝に対して皇太后を上席とする慣例がすでに前漢を通じて成立しており、この形が漢代を通じて皇帝支配の一環と考えられていたことを指摘している。この見解については全く賛同するところであるが、漢民族国家北燕の王族という出自をもつ馮氏は、漢的皇帝支配の理念に立つ皇太后臨朝の形成を標榜し、その皇太后としての立場を高允等の漢人臣僚の登用を介して確立しようとしたと考えることが出来る。しかしながら、北魏では始祖道武帝の遺詔により、皇太后の臨朝権に制約が加えられていた。馮氏の第一次臨朝にあっては、この遺詔に

よる制約が北魏旧来の宗族を中心とした北族官僚によって堅持されていたという事が出来るのである。また、乙渾誅滅の経緯の中でその存在が認識された皇叔景穆諸王を初めとする宗族諸王は、馮氏の臨朝開始以後も中央政府に対して厳しい監視を行っていたといえるのである。馮氏が第一次臨朝を一年半という短期間にて終結させた背景として、このような馮氏の第一次臨朝の状況を想定することが出来るのである。一方これに対して、第二次臨朝では第一次臨朝時の官僚、特に宗族諸王・功労重臣の多くが交代し、さらに馮氏が積極的に漢人臣僚を取り入れたことで、道武帝の遺詔による制約が取り払われ、漢的皇帝支配の構図の内に機能しうる皇太后臨朝のあり方が官僚に認識されたことから、その認識の上に馮氏は政権の継続を可能にしたという事が出来るのである。

## 註

- (1) 谷川道雄氏「拓跋国家の展開と貴族制の再編」(『岩波講座世界歴史』五、一九七〇) P二一五では「宮廷内の相剋によって暗黒に彩られた時期」と表現されている。この外、田村實造氏「北魏孝文帝の時代」(『東洋史研究』四一、一九八二)、兼子秀利氏「北魏前期の政治」(『東洋史研究』一九、一九六〇)参照。

(2) 献文帝期を考えるためには、その時期を以下に挙げる四期に分けて検討する必要があると思われる。何とならば、この四期はそれぞれに政治の表面に登場する人物が異なっており、逆にその特異性が献文帝の時代を規定する因子となりえているからである。その四区分期とは、

- ① 乙渾の専制期(和平六年(四六五)五月〜天安元年(四六六)二月)  
 ② 馮太后第一次臨朝期(天安元年(四六六)二月〜天安二年(四六七)八月)  
 ③ 献文帝親政期(皇興元年(四六七、天安二年)八月改元)八月〜皇興五年(四七一)八月)  
 ④ 献文太上皇帝期(孝文帝期初頭)(延興元年(四七一、皇興五年)八月改元)八月〜延興六年(四七六)六月)である。
- (3) 乙渾の行動については主に以下の史料より確認することが出来る。

『魏書』卷六顯祖本紀・卷一三文明皇后伝・卷一四順陽公郁伝・卷一四宜都王目辰伝・卷一四拓跋陵伝・卷一四東陽王丕伝・卷二七穆安國伝・卷三〇安平城伝・卷三三賈秀伝・卷四〇陸麗伝・卷四四和其奴伝・卷四八高允伝・卷五〇慕容白曜伝・卷五四高閭伝・卷一〇五之三天象志。

なお『魏書』には列伝の附伝という形で列伝をもつ人物が多い。本稿では個々人の附伝をも列伝として扱うこととする。また、『魏書』『北史』に共通した記載が認められる

場合、特に断りのない限り『魏書』を検討対象とする。

(4) 『魏書』卷四世祖本紀太延二年二月庚午条。この場合、馮崇降投の際に授けるべき官爵を使節に託したものであって、直接の除授ではないが、後に馮崇はこの求めに応じているので除授が成立したと考えられる。なお、この際、馮崇に承制を許し半独立を認めていることは注目される。

(5) 呂思勉氏本文掲載書P五〇八。

(6) 殿中尚書の職掌については、嚴耕望氏「北魏尚書制度考」(中央研究院歷史語言研究所集刊)一八、一九四八)および川本芳昭氏「北魏高祖の漢化政策についての一考察——北族社会の変質との関係から見た——」(『東洋学報』六二、一九八一)参照。また王靈善氏本文掲載論文P二〇一に、乙渾の危機は『皇室の利益すべてに及んだ』という指摘があるが、禁軍の統帥である拓跋郁の殺害を契機とする馮氏の登場は、乙渾に対する抵抗の最終手段であったと考えられる。

(7) 『魏書』卷六顯祖本紀、和平六年(四六五)一〇月条。

(8) 『文献通考』卷二五一太上皇太皇太后(『文淵閣四庫全書』史部)。

(9) 宗愛事件にみる皇后の役割については、『魏書』卷四世祖本紀正平二年(四五二)三月甲寅条から理解すること出来る。また皇太后の権限の発動については『魏書』卷

一三世祖保母竇氏伝に記事がある。

(10) 呂思勉氏本文掲載書P五〇八。

(11) 王靈善氏の本文掲載論文P二〇一では馮氏の指示を強く意識しており、大澤陽典氏の本文掲載論文P四七六では乙渾反対派の存在を意識している。この点で前者は馮氏に積極性を求め、後者は消極性を求めていることが認識されるが、両者とも馮氏の主導性については明言していない。

(12) 王靈善氏は、本文掲載論文P二〇八で北魏の性格転換が計られたことを指摘している。この見解は興味深いものとして今後の検討に帰すこととするが、北魏出征軍の性格転換が臨朝開始直後の馮氏によってとられたものであるとはいえない。仮に馮氏にその権限を与えたとすれば、そこには臨朝発足当初にあたって、馮氏に絶大な大権が与えられていたことを想定しなくてはならない。本稿第一章にみるどころその可能性は全くない。

(13) 大澤陽典氏本文掲載論文P四八『馮后政権(第一次)の人材』。

(14) 宮崎市定氏『九品官人法の研究——科挙前史——』(一九五六、東洋史研究会)P三九一以下。

(15) 大澤陽典氏本文掲載論文P四七では、馮太后第一次臨朝期の北魏官制について言及しているが、その成立の論拠および参考文献の提示がなく、甚だ理解に苦しむところである。なお、北魏官制については、鄭欽仁氏「北魏官僚機構研究」(牧童文史叢書一〇、一九七六、牧童出版社)、同

氏「北魏官僚機構研究續篇」(史学叢書系列一四、一九九五、稻禾出版社)、川本芳明氏「北魏の内朝」(九州大学「東洋史論集」六、一九七七)、窪添慶文氏「北魏前期の尚書省について」(「史学雑誌」八十七、一九七八)、大澤陽典氏「北魏政權と漢人官僚」(「東洋史苑」一四、一九七九)等を参照されたい。

(16) 仮にこの方法による考証が成立しえないとすれば、この時期に北魏官制の大きな変化というものを認めなければならなくなる。しかしながら現時点では、北魏官制に大きな変化を認めるような議論の余地は見出せない。

(17) 本文所載の第一品相当官就任者一覧作成については、「魏書」巻五高宗本紀及び巻六顯祖本紀に登場するすべての人物を検討の対象とした。その上で、各々の人物の列伝等をも含めて除正・退官・死亡を考証し、天安元年(四六六)二月現在で、帯位(爵位及び官職に就いていることを示す)が確認ないし確実に想定される人物にかぎって掲載することとした。また該当者が確認されない官職については未掲載とした。この外「南齊書」巻五七魏虜伝には、太武帝の設置した官職がみられるが、これも参考とした。

なお侍中については、本官であるのか加官であるのかという特定が困難であるため、除外することとした。また領職による重複が本文中にみられるが、これもまた本官であるのか加官であるのかという特定が困難であることによる処理である。

(18) 「魏書」巻一七樂安王範伝に範の長子として列伝がある。良は高宗の時に樂安王を襲ぎ、長安鎮都大将・雍州刺史を拝し、内都大官となったことが示され、その後に見られている。したがって、衛將軍除正の記事は巻五高宗本紀和平元年(四六〇)二月に見られるが、樂安王列伝には見られず、またそれ以後の列伝の記事にも該当するものが見出せない。さらに薨る月日も明確にしえない。このような良の経歴を踏まえ、和平元年より天安元年(四六六)までの六年間という年月を考えてみると、衛將軍を継続して帯位しているとの想定も可能である。このような想定を前提として樂安王良については本文中に掲載することとした。

(19) 大澤氏の本文掲載論文中の論考では、承明元年(四七六)以降に開始される馮太后の第二次臨朝での任城王雲を初めとする宗族と馮太后との関係に言及しているもの(P五八)、乙渾誅殺後の第一次臨朝期の宗族と馮太后との関係については、任城王雲以外に触れてはいない(P四九)。大澤氏の論点の中心は、崔浩に代表される漢民族の政治への参加という姿勢を踏襲する高允等の漢人臣僚の存在に向けられている。

なお、本文中に掲載した一覧表の作成にあたっては、大澤氏の作成表(本文掲載論文P四六〜四七)を参考とさせて頂いた。

(20) 「魏書」巻一九上・中・下景穆十二王伝および「北史」巻一七景穆十二王上・巻一八景穆十二王下による。

(21) 『魏書』卷一九では和平三年(四六一)に封じられているが、天賜より年少と考えられる廣平王洛侯が和平二年(四六一)に封じられており、さらに『魏書』卷五高宗本紀和平二年(四六一)七月戊寅条に封じられているので、高宗本紀の記事を採用することとした。

(22) 樂浪王萬壽についても前掲註(20)と同様の処理をおこなった。

(23) 『魏書』卷六顯祖本紀による。劉昶は元嘉二年(四四五)義陽王に封ぜられる。明帝の泰始六年(四七〇)に晋熙王に改封されるが、『宋書』卷七二一はこれによる。したがって、北魏亡命時の爵位は義陽王である。

(24) 『魏書』卷一九上における新成の記述には、他の景穆諸王に比べて不明瞭な点が多い。この点については今後検討が必要である。なお『魏書』卷六顯祖本紀、和平六年(四六五)一〇月条(本文第一章掲載)では新成をはじめ景穆五王すべてが京師の外から徴されたと考えることが出来る。

(25) 大澤陽典氏「北魏高令公傳小攷」(『立命館文学』一八〇、一九六二、『橋本博士古稀記念東洋学論叢』所収)参照。  
 (26) 皇太子生母の賜死については『魏書』卷三太宗本紀に、

初、帝母劉貴人賜死、太祖告帝曰、昔漢武帝將立其子而殺其母、不令婦人後與國政、使外家爲亂、汝當繼統、故

北魏馮太后第一次臨朝の性格について(編訳)

吾遠同漢武、爲長久之計。

とみえ、また同書卷一三道武宣穆皇后劉氏伝に、  
 后專理內事、寵待有加、以鑄金人不成、故不得登后位、  
 魏故事、後宮産子將爲儲貳、其母皆賜死、太祖末年、后  
 以舊法薨。

とみえる。

(27) 『魏書』卷五九劉昶伝。劉昶の場合『魏書』卷四九薛安都伝にみる薛安都に対して行われた除正のように、除正の月日を確認することは出来ない。なお、『宋書』卷七二晋熙王昶伝によっても明らかにはならない。前掲註(23)参照。

(28) 王靈善氏本文掲載論文P二〇二。

(29) 『魏書』卷六顯祖本紀、和平六(四六五)年九月丙午条および天安元年(四六六)七月辛亥条。王靈善氏はこの両者を考察の対象としているが、前者については乙渾專制下で出されたものであるため、当該論点における扱いには注意が必要である。

(30) 『魏書』卷六顯祖本紀、天安元年(四六六)九月乙酉条および卷四八高允伝。